雇用保険等施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和８年４月８日
厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室

雇用保険法施行令の一部を改正する政令案について、令和７年 11 月 27 日（木）から同年 12 月 27 日（土）まで御意見を募集したところ、計１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
１	こうした事業は需要に見合うものになっているのか？石川県の比較的僻地かつこれだけの人手不足の状況において能力開発事業を必要とする労働者が存在するのだろうか？ 「復興で仕方ないから」とただ漫然と行うのではなくて、その辺の予測などはしっかりした上で需要（ニーズ）に見合った支出計画を立ててほしい。	現在も対象の訓練施設には訓練生がおり、震災による建物等の一部が倒壊している状況のなか訓練を続けているとともに、毎年、新たな入校者も存在しています。 本改正は、国として、公共職業能力開発施設の災害復旧の状況及び訓練生入校の継続的な需要等に鑑み、被害を受けた職業能力開発校の円滑な運営を確保するために必要な措置であると考えております。